

祭禮八幡神社奉納花火大会

毎年恒例の仁井田花火大会。
今年は、**9月28日(土)**に開催します。

- ◆時間 19時30分～(予定)
- ◆場所 仁井田地内(鏡石スマートIC下り入口付近)

白河司法書士総合相談センター 無料法律相談会のお知らせ

☎ 福島県司法書士会 ☎ 0120-81-5539

- 相談内容: 不動産登記や会社登記、相続・遺言、多重債務、少額の裁判、成年後見等に関する法律相談
- 開催日: 10月3日(木)、12月5日(木)
- 時間: 17時～20時
- 場所: マイタウン白河(白河市本町2番地)
※事前に予約をお願い致します。緊急を要するものについては、最寄りの相談員を紹介します。秘密は厳守します。
- 予約・問い合わせ: 祝祭日を除く月曜日～金曜日 10時～12時30分、13時30分～16時
☎ 0120-81-5539 (福島県司法書士会)

介護送迎運転手講習のお知らせ

☎ (公社)福島県シルバー人材センター連合会 ☎ 024-521-6081

- 対象者: シルバー人材センターでの就業を希望する60歳以上の方で、現在シルバー人材センターの会員でない方
- 料金: 無料(受講料・テキスト代含む)
①須賀川会場
- 日程: 10月16日(水)～17日(木)(2日間)
- 会場: ニチイケアセンター須賀川・南部自動車学校
②田村会場
- 日程: 10月18日(金)・21日(月)(2日間)
- 会場: 田村市役所文珠出張所・田村自動車学校

秋の行政相談週間

☎ 総務課 ☎ 62-2111

10月7日(月)から13日(日)までの1週間は行政相談週間です。

行政相談は、役所(国、県、市町村)や特殊法人(NTT、JRなど)の仕事に関して、苦情や困っていること、わからないこと、要望したいことなどについて相談に応じ、その解決をお手伝いするものです。

秋の行政相談週間に合わせて「特設行政相談所」を開設します。相談は無料で秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

また、当日都合の悪い場合は、毎月第一日曜日を「町民相談の日」として、13時30分から勤労青少年ホームにて相談所を開設していますのでご利用ください。

【特設行政相談所】

- 日時: 10月9日(水) 13時30分～15時30分
- 場所: 勤労青少年ホーム
- 行政相談委員: 円谷 光行 ☎ 62-4634

「全国一斉!法務局休日相談所」 開設のお知らせ

☎ 福島地方法務局総務課

☎ 024-534-1941

法務省では、行政サービスの向上を図ることを目的として、全国の全ての法務局・地方法務局において、10月6日(日)に統一的に相談所を開設することとしており、福島地方法務局においては、下記のとおり相談所を開設して地域住民の皆様から日常生活での様々な心配ごと、困りごとの相談に応じます(相談は予約制)。

- 日時: 10月6日(日) 10時～16時
- 場所: 福島地方法務局
福島市霞町1番46号(福島合同庁舎)
- 内容: 不動産・商業登記の手続、土地の境界問題(筆界特定含む)、遺産相続、地代・家賃等の供託、戸籍・国籍の問題、夫婦・家庭内の問題、成年後見、公証に関すること、お年寄り、子どもの虐待、いじめ・体罰問題、セクシュアル・ハラスメント、障害者の差別問題、風評被害による人権問題など
※相談は無料で、秘密は守られます。
- 相談員: 法務局職員、公証人、司法書士、土地家屋調査士、人権擁護委員

まぐみみ福島



総務省行政相談センター

行政相談マスコット
「キフーン」

国民健康保険の保険証を更新します

☎ 税務町民課 ☎ 62-2112

国民健康保険の保険証は毎年10月1日に更新されます。新しい保険証を9月下旬に郵送しますので、保険証が届きましたら記載内容をご確認ください。古い保険証は、お手数ですが税務町民課の窓口までお持ちいただくようお願いします。

発送後に資格の異動(社会保険加入、転出、転居など)が生じた場合は、行き違いで保険証が届きません。その際は、保険証の返還や差替えが必要になりますので、税務町民課までお持ちください。

①次の場合は保険証が使えません

国民健康保険の保険証は、資格のある期間のみ使用できます。職場の健康保険に加入した場合、転出した場合などは使用することができません。保険証を返却の上、税務町民課において、資格喪失のお手続きをお願いします。

資格喪失後に国民健康保険の保険証を使用した場合、国民健康保険から支払われた医療費は返還いただきます。

職場の健康保険に加入し、保険証がまだ届かない場合などでも使用せず、資格証明証を職場で交付してもらうか、一度全額自己負担した後、職場の健康保険へ療養費の請求を行ってください。

②国民健康保険の滞納があると

国民健康保険税を滞納していると、有効期限の短い保険証や、保険証の代わりに「被保険者資格証明書」が交付されます。「被保険者資格証明書」で医療機関を受診した際は、窓口で医療費の10割を支払うこととなります。

また、差押えなどの行政処分が行われることもありますので、納期までの納付が困難な場合は、納税相談にお越しくください。

不法投棄は犯罪です!みんなで監視を

☎ 健康環境課 ☎ 62-2115

福島県では、毎年9月を不法投棄防止強調月間と定め、重点パトロールなどを実施しています。不法投棄を未然に防ぐには、全町民が監視員になることが必要です。

- 突然大きな穴が掘られた。
 - 数日前から穴を掘るための重機がある。
 - 出入り場所に鉄板が敷かれた。
 - 一定の場所を多数のダンプが通過していく。
 - ダンプに会社名の表記がない。
 - ナンバーを隠したダンプが集結している。
- など、「不法投棄かな?」と思ったら健康環境課まで通報をお願いします。

※廃棄物を不法に投棄した者は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第16条及び第25条の規定により「5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金」が科されます。



町内一斉環境美化活動のお知らせ

☎ 健康環境課 ☎ 62-2115

町と町保健委員会では、美しいまちづくり推進事業の一環として、第4回町内一斉環境美化活動を実施します。町民の皆さんのご協力をお願いします。

- 日時: 10月6日(日) 6時～7時 ※小雨決行
- 内容: 町民総参加で、各行政区単位により道路、公園、遊園地等及び各家庭周辺の一斉清掃を行います。燃えるごみ・粗大ごみ・空き缶等の回収は行いません。各地区において、可燃物、不燃物、資源物に分別し、一時的に集会所等へ保管して、指定されたごみの収集日に出すようご協力をお願いします。

犬・猫の飼い主の皆様へお願い

☎ 健康環境課 ☎ 62-2115

毎年9月20日～26日は動物愛護週間です。この機会に、犬・猫の飼い方について改めて考えてみましょう。飼い主の方は、愛情を持って接するとともに、しつけや管理に努めてください。

①犬の飼い方について

- フンや尿の後始末をきちんとしましょう。散歩する際は、フンを持ち帰るための袋と、尿を洗い流す水を入れた容器を持ち歩きましょう。
- 放し飼いは絶対にしないでください。リードでつなぐか、柵などの囲いの中で飼いましょう。
- 鳴き声による近隣トラブルを防ぐため、定期的に散歩をするなど正しいしつけをしましょう。
- 犬を飼ったら、登録と、年1回の狂犬病予防注射を必ず受けさせましょう。
- 首輪に鑑札と狂犬病予防注射済票を必ず着けましょう(法律により装着が義務付けられています)。

②猫の飼い方について

- 交通事故、迷子、フンなどによるトラブルを防ぐため、出来るだけ室内で飼いましょう。
- 繁殖を望まない場合は、獣医師に相談のうえ、不妊・去勢手術を受けさせましょう。
- 野良猫に餌を与えている方は、その猫の管理者(飼育者)になります。ふん尿の後始末は管理者が責任を持って行いましょう。

広 告

転ばぬ先の「手すり」

【元気で長生き】食事、運動、早めの手すり

合同会社 ピーアールジェイ
フリーコール 0120-924-014
【本社】岩瀬郡鏡石町岡ノ内111
【白河事業所】西郷村大字小田川字後原1